

議会運営委員会

番 号	令5・17号	受理月日	令和5年11月20日	付託月日	令和5年11月30日
件 名	「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」の改正を求める陳情				
請 願 者					
紹介議員					
<p>要望内容：</p> <p>本陳情は、現在、世田谷区にある「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」について、議員による「職員に対するあらゆるハラスメントの根絶と未然防止」のみではなく、「議会において議員間で行われるハラスメント」や「有権者から議員や立候補者に対して行われるハラスメント」の根絶及び防止を盛り込むことで、区議会が率先して人権と多様性を重んじる姿勢を示すよう、当該条例の改正を求めるものです。</p> <p>理由：</p> <p>令和3年6月、候補者男女均等法（正式名：政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）が改正され、政治分野における男女共同参画の推進のために、議会は、環境整備、人材育成、そしてセクハラ・マタハラ防止の責務を負うと明記されました。（※1）</p> <p>現在、区内には「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」がありますが、「議員による職員に対するハラスメント」を対象にした条例だけでは不十分であると認識させられる出来事が令和5年に2件起きています。</p> <p>一つは、令和5年4月の世田谷区議会議員選挙にて、女性候補者が街頭演説中に強制わいせつの被害を受けたと報じられたこと。選挙期間中に候補者（特に女性）がハラスメントを受ける事例が多いというのは内閣府の調査からも明らかです。</p> <p>二つ目は、令和5年第2回世田谷区議会定例会での一般質問において、新人議員（女性）の質問中、年配の議員（男性）たちが不自然に大きな声でおしゃべりを始めるといった場面が見受けられたこと。これは列国議会同盟（IPU）が類型する4つのハ</p>					

ラスメント（※3）のうちの「心理的ハラスメント」に該当し、質問をしていた議員を萎縮させ、自分の発言には価値がないものであると思わせる効果があります。

この陳情では、「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」を改正し、候補者男女均等法で明記されている議会の責務を世田谷区が全うすることを強く求めます。

すでに福岡県及び大阪府においては、「議員によるハラスメント又は議員若しくは議員となろうとする者に対するハラスメント」について条例での言及があり、世田谷区としてもこのような視点を新たに盛り込むことは、意義のある改正です。

ハラスメントは女性に加えて、ジェンダーを問わず立場の弱い新人や、一人会派など、あらゆるマイノリティに関わる問題です。いかなる議員もわたしたち区民から思いを託された代弁者であるからこそ、身体的・心理的安全が保証されるべきです。

区民として、あらゆる議員の皆さんが公平に発言し、議論を行う議会環境が整うことを切に願います。

出典：

- (※1) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律「概要」より
- (※2) 「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」(令和3年3月) 23ページより。内閣府の「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」(※2)では、立候補を検討したが断念したという994名(男性500名、女性494名)のうち、女性の65.6%が有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けていたということがわかっている。
- (※3) Sexism, harassment and violence against women parliamentarians (2016年、IPU) より